

公安部 税関総署の知的財産権における法執行の協力強化に関する暫定規定

2006年3月24日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

公安部 税関総署の知的財産権における法執行の協力強化に関する暫定規定

(2006年3月24日発布)

第一条 知的財産権侵害の犯罪活動を厳しく取り締まり、知的財産権保護分野における公安機関と税関の連絡と協力を強化し、関連の法律と行政法規および最高人民法院、最高人民検察院の「知的財産権侵害の刑事案件処理の具体的な法律応用の若干の問題に関する解釈」（以下、「司法解釈」と略称）に基づき、本規定を制定する。

第二条 公安機関と税関は、市場経済秩序の維持や国家の経済発展促進、社会進歩の方面における知的財産権犯罪取締活動の重要な意義を十分に意識し、調整と協力を適切に強化し、税関の知的財産権行政法執行と公安機関の知的財産権刑事法執行を効果的に連携させ、知的財産権侵害犯罪活動を厳しく取り締まる。

第三条 双方の知的財産権侵害犯罪取締業務における連携と協力は、公安機関の経済犯罪調査部門と税関法規部門が管理する。公安機関と税関内部のその他の部門に関わる連絡や協力業務は、双方がそれぞれ調整を担当する。

公安部経済犯罪偵査局（以下、経偵局と略称）と税関総署政策法規司（以下、政法司と略称）は、全国を対象とした公安機関と税関の連絡や協力業務の調整と指導業務を担当する。

第四条 公安機関と税関は、日常的な折衝を行い、また聯席会議制度を確立しなければならない。経偵局と政法司は毎年1回聯席会議を開催しなければならない。もし重要、緊急の状況や重要な業務を協同で計画する必要がある場合も、臨時に聯席会議を開催することができる。

聯席会議を主な内容には以下が含まれる。

- (一) 連携と協力の業務状況を振り返り、業務措置と計画を制定する。
- (二) 知的財産権侵害犯罪取締の行動を組織し、重大事件の連絡や協力業務を研究する。
- (三) 法執行経験の交流やその他の関連活動を組織する。

双方が必要だと認められた場合、その他の関連部門を聯席会議へ参加するよう招待することができる。

第五条 税関は法執行の過程で重大な知的財産権侵害案件の手がかりを発見した場合、すみやかに公安機関に通報しなければならない。案件の手がかりは原則的に各直属の税関が現地の同級公安機関に通報しなければならない。しかし双方の話し合いによる同意がある場合、直属の税関または隷属の税関が現地の公安機関に通報することもできる。

税関が公安機関に犯罪案件の手がかりを通報する際に、当事者が権利侵害嫌疑のある貨物や物品を移送する可能性があるか、現場で処理しなければならないその他の状況を発見した場合、「知的財産権税関保護条例」の規定に照らして関連の貨物や物品を押収することができる。当事者が逃亡する可能性を発見した場合、すみやかに公安機関に通知しなければならない。

第六条 税関が本規定第五条に基づいて公安機関に通報する案件の手がかりは、以下の内容を含んでいなければならない。

(一) 輸出入貨物の経営機関、受領（発送）機関、出入国者、郵送物品の発送人または受取人（以下、「当事者」と統一に称する）の名称や姓名、登録住所や国籍。

(二) 権利侵害嫌疑のある貨物や物品の品名、数量、判明している価格、申請日または税関検査の日。

(三) 権利侵害嫌疑のある知的財産権の名称と登録番号、知的財産権の権利者の名称または姓名、連絡者、連絡方法。

(四) その他の通知すべき状況。

第七条 税関が公安機関に権利侵害嫌疑のある貨物や物品の状況を通報する場合、原則的に書面形式を採用しなければならない。緊急な状況の場合、口頭で通報することもできる。

税関が公安機関に権利侵害嫌疑のある貨物や物品の状況を通報する場合、貨物と物品のリストおよび輸出入貨物の税関申告書や契約、領収書、包装明細書などの税関申告書のコピーをつけなければならない。公安機関がその他の関連文書の提供や現場へ行って貨物を調査、サンプルを採取するよう要求した場合、税関はこれに協力しなければならない。

第八条 税関が通報した権利侵害嫌疑の貨物や物品の状況について、公安機関は税関の書面での通報を受け取った後、10 営業日で税関の通報した当事者に対して立案、調査を行うかどうか決定し、また書面で税関に通知しなければならない。税関が移送した犯罪を構成する嫌疑のある案件については、公安機関は受理後 3 営業日以内に立案、調査するかどうかを決定しなければならない。

公安機関が必要だと認めた場合、税関と通報された案件の状況について折衝を行うことができる。

第九条 公安機関が当事者を立案、調査すると決定した場合、税関は公安機関の立案通知を受理した後 3 営業日以内に、公安機関に関連の貨物や物品を移管しなければならない。

公安機関が調査を経て、当事者に犯罪の事実がないか犯罪事実が極めて軽微で、刑事責任を追及する必要はないと認めた場合、税関に関連の貨物や物品を返還しなければならない。

第十条 業務において発見した重大な案件の手がかりについて、公安機関や税関は臨時联席会議を開催することができ、必要な際にはその他の法執行機関の代表を参加するよう招待し、協同で話し合いを行い、案件状況を研究し取締対策を決定し、共同で取締業務を行うことができる。

共同取締業務は「精確な取締」と「全過程における取締」を方針とし、共同で作戦を行う方針を採用し、生産や販売、輸出入などの各段階に関連する計画者や組織者、参加者を調査し、犯罪ネットワーク全体を壊滅させなければならない。

「重大案件」とは社会的な被害が大きく、社会の反響が強烈で、案件の金額的な規模が比較的大きく、グローバルな犯罪グループやその他の双方が協力して取締すべきだと考える案件を指す。

第十一条 以下の状況の一つがある場合、税関は「知的財産権税関保護条例」と「税関行政処罰実施条例」の関連規定に基づいて、関連の当事者に対して権利侵害貨物輸出入の

行為に調査、処理を行わなければならない：

(一) 公安機関が審査後に犯罪の事実がないと認めて、当事者に対して立案、調査を行わないと決定した場合。

(二) 公安機関が本規定第 8 条の規定に基づいて 10 営業日以内に回答を行わなかった場合。

(三) 公安機関が立案後、当事者の刑事責任を追及する必要がないと考え、また税関に関連の貨物や物品を返還した場合。

第十二条 公安機関がその他の知的財産権侵害嫌疑の犯罪案件について調査を行い、輸出入貨物や輸出入物品の監視や、関連の税関申請書を提供または統計情報の検索で税関の協力の必要がある場合、税関は協力しなければならない。

第十三条 公安機関と税関は以下の分野で協力を行わなければならない。

(一) 関連の法執行トレーニングと宣伝活動の実施を組織する。

(二) 知的財産権の権利者と協力する。

(三) 国際的な法執行の協力と交流に共同で参加する。

(四) その他、双方が必要だと認めた事項。

第十四条 本規定は公安部と税関総署が解釈の責任を持つ。

第十五条 本規定は発表の日から施行される。